



## 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社と和歌山大学との連携・協力に関する協定書

西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社（以下「甲」という。）と和歌山大学（以下「乙」という。）は、和歌山地域の維持・発展及び人づくりに寄与するため、相互の連携・協力について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが連携・協力を深めることにより、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、相互に協力し、和歌山地域の地域社会の維持・発展及び人づくりに寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力してその取り組みを行うものとする。具体的な事項については、別紙のとおりとする。

- (1) 鉄道防災・地域防災に関すること
- (2) 持続可能な鉄道・地域づくりに関すること
- (3) 地域の人材の育成に関すること
- (4) 相互の資源を活かした交流等に関すること
- (5) その他甲及び乙が必要と認める事項

2 甲と乙は、前項各号に掲げる事項に係る連携・協力について、具体的内容を協議し進めていくものとする。

### （個別の協議）

第3条 甲と乙は、前条に掲げる事項を実施する際の、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について協議の上、別途取りきめるものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において相手方より知り得た秘密事項について、相手方の承諾なしに開示若しくは漏洩し、または本協定の目的以外に利用してはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後においても同様とする。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2020年3月31日とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからも協定を更新しない旨の書面による通知がされない場合は、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

### （協議）

第6条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。



本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年2月15日

甲 和歌山県和歌山市吉田94番地の1

西日本旅客鉄道株式会社

執行役員和歌山支社長

伊藤義彦



乙 和歌山県和歌山市栄谷930

国立大学法人 和歌山大学

学 長

龍寛永





(別紙)

## 1 連携協定に基づく具体的な事項

- (1) 鉄道防災・地域防災に関すること
  - ・地震津波対策としての鉄道防災教育の推進
  - ・大規模災害に対する企業や市民の災害対応力、防災措置向上の土壌づくり
- (2) 持続可能な鉄道・地域づくりに関すること
  - ・沿線の活性化及び鉄道需要喚起プログラムの開発と参画（和歌山線活性化プロジェクト「ワカカツ」等）
  - ・沿線特産品及び観光プログラムの開発と魅力発信
- (3) 地域の人材の育成に関すること
  - ・地域協働型実践教育を通じた人材育成での連携
  - ・和歌山の諸課題を解決し、価値を高める、当事者意識（“自分ゴト”化）を育む学習機会づくりと実践
- (4) 相互の資源を活かした交流等に関すること
  - ・教育研究での相互の人材交流
  - ・関係分野における相互の講師派遣等
- (5) その他両者が必要と認める事項
  - ・協定の運用、進捗に関する定期的な協議の実施

## 2 本協定の取扱及び交渉窓口

本協定の取扱及び交渉窓口は、甲は総務企画課、乙は研究・社会連携課とする